

回覧 ながのけん

くらし得情報

MARUTOKU

まるとく

3
March 2011

- 子どもを事故から守るために！1
- マンションの悪質な勧誘に困っていませんか？…2,3
- くらしのミニ知識 他4

子どもを事故から守るために！

1歳～14歳の子どもの死因の第1位は「不慮の事故」となっており、2008年の人口動態統計によると、全国で年間405人の子どもが「不慮の事故」で死亡しています。

その内訳は、年齢によりばらつきはありますが、全体数では、最も多い「交通事故」に続き、「溺死」、「窒息」、「やけど」、「転落や転倒」などの順に多くなっています。



ちょっと目を離した
すきに・・・



消費者庁「子どもを事故から守るプロジェクト」

子どもを事故から守るためには、子どもが事故にまきこまれることを可能な限り防ぐという「予防」の観点に立って、不幸にしてまきこまれた事故の情報を整理しつつ把握し、その原因を科学的・工学的な視点も含めて分析し、効果的な対応策を検討・具体化することが不可欠となっています。

消費者庁では、平成21年12月から、「子どもを事故から守る」ため次のような「プロジェクト」を集中的に実施しています。

◎保護者への情報提供

・・子どもにとって何が危険で、どのように注意すべきかという情報の提供

- 「子ども安全メール from 消費者庁」(原則毎週木曜日に発行)
子どもの事故の豆知識的な情報を伝えるメール配信サービスです。
子どもの事故はちょっとした大人の工夫で防げます！！
登録はこちらのサイトで → <http://www.caa.go.jp/m/> (携帯電話用)
<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/> (パソコン用)
- 「子どもの事故予防サイト」
子どもの年齢（月齢）に応じた事故の予防に関する情報を提供するサイトです。
身近に起きた子どもの事故を紹介・すぐ分かる！事故予防のポイント
携帯サイト → <http://www.caa.go.jp/m/>
パソコン用ホームページ → <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

消費者庁で、プロジェクトの周知と子どもの窒息事故の注意喚起のチラシを作成します。

長野県では、そのチラシを市町村を通じて、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査の際保護者に配布したり、幼稚園、保育園に配布する予定です。

保護者への情報提供以外にも、消費者庁では、プロジェクトの一環として、**地方公共団体、学校等の関係者に先進的な事例を紹介、事故原因となる製品、施設の改良の促進**に取り組んでいます。

(参考) 消費者庁が注意喚起した事故例

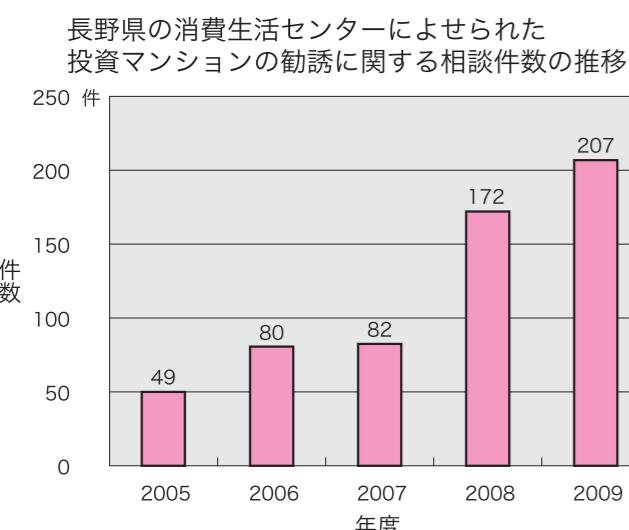
パワーウィンドウ、車の電子キー、おむつ交換台、ドアのアンダーカット、だっこひも、ライター、天窓ガラス屋根、ローラー付シューズ など

マンションの悪質な勧誘に困っていませんか？

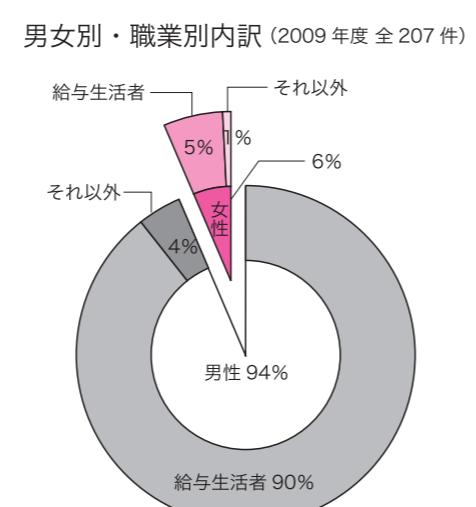
投資マンションの勧誘について、強引・強迫的・長時間など悪質な勧誘がエスカレートしている状況が見られます。

◎マンション勧誘での主なセールストーク

「マンション経営で節税を」「税金の還付がある」「安定した家賃収入で老後が安心」



投資マンションに関する相談件数は急増しています。



相談者のうち、男性サラリーマンが全体の約90%を占めています。

◎悪質な勧誘の例 (全国の相談例より)

・しつこい勧誘

職場や家に何度も勧誘の電話がかかってくる。断ると、電話をきるのは失礼だなどと怒り、何度もかけてくる。会う約束が取れるまでかけ続ける。

・長時間・夜間の勧誘

朝10時から15時間に及ぶ勧誘で無理やり契約させられた。
自宅で夕方4時から翌朝6時半まで勧誘を受けた。
22時に勧誘電話があり、断っても10回以上かけられ続けた。
長時間強く迫られ続け、意識もうろうとしてサインした。

・脅し・強迫的な勧誘

勧誘を断ると「生コンを流しにいく」「車でひき殺す」「ガソリンをまく」などと脅された。

・暴力

断り続けると営業員に胸ぐらをつかまれ、足を蹴られた。土下座して謝罪させられた。

・真実とちがう内容の勧誘

絶対に儲かるといわれて契約したが、赤字になり、物件価格も7割に下落していた。
家賃収入がローン返済額を上回るので、自己負担はないと言われて契約したが、実際には家賃収入がローン返済額を下回ったため自己負担があった。
家賃を保証する、倒産することはないと言ったのに倒産してしまった。

・販売目的・業者名・販売員氏名を告げない勧誘

路上で名刺交換の練習だと声をかけられて交換すると、電話で勧誘されるようになった。

水まわりの点検のはずが投資用マンションの勧誘だった。
「年金や老後の生活設計」「税や利子等の相談」「ライフプランの提案」「共済組合の個人年金運用についての話」などと言いながら勧誘された。

市役所の職員を名のった。
社名を聞いても答えない。

・帰ってくれない・帰させてくれない勧誘

立ち去るよう言っても聞き入れない。
契約するまで居座り続けると言われた。
帰りたいと言っても帰してもらえないかった。



○関連する法律

宅地建物取引業法

マンションの勧誘行為は、宅地建物取引業法で規定されています。宅地建物取引業法では、次のような行為は禁止されており、違反した場合は、事業者に対して、行政処分や罰則が科せられます。

- ・威圧的であったり、困らせたりして勧誘する行為
- ・クーリングオフしようとするのを妨害する行為
- ・利益が生じるのが確実であると誤解させるようなセールストーク
- ・勧説にあたり、偽りを言ったり、重要な事項について事実を告げない行為

消費者契約法

勧説にあたって次のような行為があった場合、消費者は契約を取り消すことができます。

- ・偽りを言う
- ・利益が生じるのが確実であると誤解させるような内容を言う
- ・消費者に不利益となる事実を告げない
- ・帰ってくれない
- ・帰させてくれない

刑法

暴力を用いたり、強引、強迫的な勧説に対しては傷害罪、暴行罪、強要罪、脅迫罪、不退去罪などに該当する可能性があります。

長野県消費生活条例

上記の宅地建物取引業法や消費者契約法の欄に記載した行為のほかに、「販売の意図を隠した勧説」や「事業者名を明らかにしない勧説」「拒絶の意思を無視した勧説」などについても「不当な取引行為」と位置づけて禁止し、禁止行為を行った場合、県は調査、是正勧告、事業者名などを公表することができます。

○電話で業者から強引に勧められても買う気がなければ毅然と断る。絶対に会わない。

○強要されて契約してしまった場合は、最寄りの消費生活センターに相談を！

宅地建物取引業法には、クーリング・オフの規定があります。詳しくは消費生活センターへ！

○暴力を振るわれたり、脅された場合は警察へ被害届を出す。

○悪質な宅建業者の場合は、当該業者に免許を与えていた行政の担当課（長野県の場合は、建設部建築指導課）に申し出る。

対処方法

くらしのミニ知識

「電子書籍」って知ってる？

紙媒体ではなく、文字や画像をデジタル情報化により電子ファイルにして、電子機器のディスプレイで読むことができる出版物。

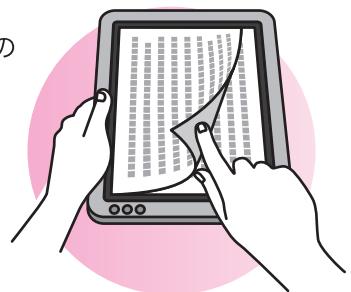
パソコン、携帯電話、専用小型再生機器にインターネットからダウンロードして読む。
メリット・・・書籍購入が即座に行える。

環境面で、紙、在庫、流通、店舗など負担軽減になる。

ハイパーアリンクや動画、音声など併用できる。

問題点・・・著作権保護や出版権の調整が複雑

*今後も日々進化・充実していくと考えられます！！



若者向け悪質商法被害防止キャンペーン実施中（1月～3月）

若者のみなさん 架空請求・マルチ商法・キャッチセールス・アポイントメントセールスなどの悪質商法に注意しましょう！

2/18～3/17 Yaho! JAPAN の画面で消費生活のバナー広告が見られます。

3/1から1週間 県内主要公共交通機関(電車・バス)の車内で広告します。



キャラクター
カモカモ

消費生活センター出前講座

地域や消費者・高齢者の集まり、高等学校や社員研修などの場に職員がお伺いして、悪質商法の手口や対処方法などを説明させていただきます。

お申込は、各消費生活センターへまずお電話ください。日程調整のうえお受けいたします。

借金の返済で困っていませんか

県消費生活センターでは、「多重債務」で苦しんでいる人のご相談を随時受け付けています。

借金の内容を確認し、弁護士・司法書士による債務整理につなげるお手伝いをしています。

まずは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センター 又はお住まいの市町村消費相談窓口に早めにご相談を！

- 長野消費生活センター……………電話 026-223-6777 FAX 026-223-6771
(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)
- 松本消費生活センター……………電話 0263-35-1556 FAX 0263-35-0949
(〒390-0811 松本市中央 1-23-1 松本商工会館内)
- 消費生活センターおかや……………電話 0266-23-8260 FAX 0266-23-8248
(〒394-0027 岡谷市中央町 1-1-1 ララオカヤ1階)
- 飯田消費生活センター……………電話 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703
(〒395-0034 飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣)
- 上田消費生活センター……………電話 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998
(〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎6階)

編集・発行 長野県企画部 消費生活室
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1
TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771



はインターネットでもご覧いただけます。

県消費生活情報ホームページ●<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

